

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第20号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 局等 局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、出納局会計総務課、教育組織規則第4条第1項に規定する教育部（以下「教育部」という。）及び総務部をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 経理課長等 経理課、知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>経営管理部総務局総務課</u>、出納局会計総務課、教育組織規則第7条第2項に規定する財務課（以下「財務課」という。）及び総務部会計課の長をいう。</p> <p>(15) 経理担当局等 行政組織規則第10条の規定により置かれた政策管理局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>経営管理部総務局総務課</u>、出納局会計総務課、財務課及び総務部会計課をいう。</p> <p>(16)～(35) (略)</p> <p><u>(健康福祉部感染症対策局におけるこの規則の適用)</u></p> <p><b>第2条の2</b> <u>健康福祉部感染症対策局に属する本庁の課における支出負担行為等並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 局等 局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>経営管理部総務課</u>、出納局会計総務課、教育組織規則第4条第1項に規定する教育部（以下「教育部」という。）及び総務部をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 経理課長等 経理課、知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>経営管理部総務課</u>、出納局会計総務課、教育組織規則第7条第2項に規定する財務課（以下「財務課」という。）及び総務部会計課の長をいう。</p> <p>(15) 経理担当局等 行政組織規則第10条の規定により置かれた政策管理局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、<u>経営管理部総務課</u>、出納局会計総務課、財務課及び総務部会計課をいう。</p> <p>(16)～(35) (略)</p>

については、第27条第2項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「感染症対策担当部長」とする。

（経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用）

**第2条の3** 経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に属する本庁の課における支出負担行為等並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「農林水産担当部長」とする。

（危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用）

**第2条の4** （略）

（経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用）

**第2条の2** 経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に属する本庁の課における支出負担行為、概算払及び前金払（以下「支出負担行為等」という。）並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「農林水産担当部長」とする。

（危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用）

**第2条の3** （略）

（経営管理部におけるこの規則の適用）

**第2条の4** 経営管理部におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）」とあるのは「経営管理部次長」と、「主管局長が」とあるのは「経営管理部次長が」と、第32条第5項中「局長」とあるのは「、行政組織規則の規定により経営管理部に置かれた課の長（以下「経営管理部の課長」という。）」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは「経営管理部の課長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは「経営管理部の課長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは「経営管理部の課長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは

(人事課におけるこの規則の適用)

**第2条の5** 経営管理部行政経営局人事課における職員の人材育成に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「人材育成室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「人材育成室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「人材育成室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「人材育成室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「人材育成室長」とする。

(福祉長寿政策課におけるこの規則の適用)

**第2条の7** (略)

「経営管理部の課長又は」とする。

(人事課におけるこの規則の適用)

**第2条の5** 経営管理部人事課における職員の人材育成に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「人材育成室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「人材育成室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「人材育成室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「人材育成室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「人材育成室長」とする。

(福祉長寿政策課におけるこの規則の適用)

**第2条の7** (略)

(感染症対策課におけるこの規則の適用)

**第2条の8** 健康福祉部医療局感染症対策課における感染症危機対策に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「感染症危機対策室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「感染症危機対策室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「感染症危機対策室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「感染症危機対策室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「感染症危機対策室長」とする。

(産業イノベーション推進課におけるこの規則の適用)

**第2条の9** 経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課におけるスタートアップとの共創等の推進に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本

(技術調査課におけるこの規則の適用)

**第2条の8** (略)

(総務部会計課におけるこの規則の適用)

**第2条の9** (略)

(支出負担行為)

**第23条** (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出負担行為何の決裁に代えることができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費（報償金のうち役務の対価として支払う経費であつて別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。）、旅費、需用費（光熱水費に限る。）、役務費（郵便料、電信電話料、有線放送通話料、電話消毒料、県債事務取扱手数料、公金収納取扱手数料（口座振替の方法による収納に係るものを除く。）、自動車リサイクル料及び自動車損害賠償責任保険料に限り、物品の取得に充てる経費を除く。）、使用料及び賃借料（日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の取得に充てる経費を除く。）、負担金、補助及び交付金（負担金に限る。）、扶助費

庁の課長等」とあるのは「スタートアップ共創推進室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「スタートアップ共創推進室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「スタートアップ共創推進室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「スタートアップ共創推進室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「スタートアップ共創推進室長」とする。

(技術調査課におけるこの規則の適用)

**第2条の10** (略)

(総務部会計課におけるこの規則の適用)

**第2条の11** (略)

(支出負担行為)

**第23条** (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出負担行為何の決裁に代えることができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費（報償金のうち役務の対価として支払う経費であつて別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。）、旅費、需用費（光熱水費に限る。）、役務費（郵便料、電信電話料、有線放送通話料、電話消毒料、県債事務取扱手数料、公金収納取扱手数料（口座振替の方法による収納に係るものを除く。）、公金振込手数料、自動車リサイクル料及び自動車損害賠償責任保険料に限り、物品の取得に充てる経費を除く。）、使用料及び賃借料（日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の取得に充てる経費を除く。）、負担金、補助及び交付金（負担金に

(給食材料費を除く。)、償還金、利子及び割引料、積立金、公課費及び過年度支出を行う経費については、第101条第1項の規定による支出票

(2)～(6) (略)

(会計管理者の行う職務の専決)

**第69条** 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)～(9) (略)

(10) 出納局用度課経理班長の職にある出納員の専決事項

物品調達事務等特別会計のうち、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費及び公課費で、1件30万円未満のもの支払

(出納員等に対する委任)

**第72条** 会計管理者は、出納員又は税務出納員に次に掲げる区分に従い、その事務を委任する。

(1) (略)

(2) 出納室長の職にある出納員

ア・イ (略)

ウ 別表第6により担当するかい(教育事務所を除く。)に属する報酬(委員報酬及び非常勤職員報酬のうち特別職に属する非常勤職員に対するもの(以下「委員報酬等」という。))を除く。)、職員手当等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))に対するものに限る。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金を除く。))及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住

限る。)、扶助費(給食材料費を除く。)、償還金、利子及び割引料、積立金、公課費及び過年度支出を行う経費については、第101条第1項の規定による支出票

(2)～(6) (略)

(会計管理者の行う職務の専決)

**第69条** 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)～(9) (略)

(10) 出納局用度課管理・印刷班長の職にある出納員の専決事項

物品調達事務等特別会計のうち、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費及び公課費で、1件30万円未満のもの支払

(出納員等に対する委任)

**第72条** 会計管理者は、出納員又は税務出納員に次に掲げる区分に従い、その事務を委任する。

(1) (略)

(2) 出納室長の職にある出納員

ア・イ (略)

ウ 別表第6により担当するかい(教育事務所を除く。)に属する報酬(委員報酬及び非常勤職員報酬のうち特別職に属する非常勤職員に対するもの(以下「委員報酬等」という。))を除く。)、職員手当等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))に対するものに限る。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金にあつては、パートタイム会計年度任用職員に係るものに限る。)及び旅費(パ

居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

エ (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(出納員の事務の専決等)

**第72条の2** 出納室長の職にある出納員に委任した事務については、当該出納室の出納主幹の職にある出納員が次の各号に定める事項を専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 報酬(委員報酬等を除く。)、職員手当等(パートタイム会計年度任用職員に対するものに限る。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金を除く。)及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

2～4 (略)

(徴収委託)

**第93条** 県の収入金の徴収又は収納の事務を私人に委託する場合は、納人、納人別収入金額、納期限等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。

(払込金資金前渡)

**第110条の2** 前条第13号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者(本庁(出納室を除く。))にあつては出納局会計支援課長、出納室及びかい(東京事務所及び大阪事務所を除く。)にあつては出納室

ートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

エ (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(出納員の事務の専決等)

**第72条の2** 出納室長の職にある出納員に委任した事務については、当該出納室の出納主幹の職にある出納員が次の各号に定める事項を専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 報酬(委員報酬等を除く。)、職員手当等(パートタイム会計年度任用職員に対するものに限る。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金にあつては、パートタイム会計年度任用職員に係るものに限る。)及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

2～4 (略)

(徴収委託)

**第93条** 県の収入金の徴収又は収納の事務を法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)に委託する場合は、納人、納人別収入金額、納期限等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。

(払込金資金前渡)

**第110条の2** 前条第13号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。)にあらかじめ資金前渡しした後支払を行うものとする。

長、東京事務所にあつては次長、大阪事務所にあつては所長）にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。

(支出事務の委託)

**第120条** 私人に支出事務を委託する場合は、債主、債主別支払金額、支払期日等を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。

2 (略)

(出納時間等)

**第154条** (略)

2 出納室長の職にある出納員の担当公金取扱店は、財務事務所に派出所を設置し、現金の出納を行わなければならない。

3 (略)

(検査の範囲)

**第198条** (略)

2 (略)

3 会計管理者は、徴収又は収納の事務を私人に委託した場合には、職員をして当該委託に係る徴収又は収納の事務について、検査を行わせるものとする。

4 会計管理者は、支出事務を私人に委託した場合には、職員をして当該委託に係る

(1) 本庁（出納室を除く。） 出納局会計支援課長

(2) 出納室、下田財務事務所、沼津財務事務所、藤枝財務事務所、磐田財務事務所、賀茂地域局、東部地域局、中部地域局、西部地域局、賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター、賀茂農林事務所、東部農林事務所、志太榛原農林事務所、中遠農林事務所、下田土木事務所、沼津土木事務所及び静岡教育事務所 出納室長

(3) 前号に掲げるかい以外のかい かい長

(支出事務の委託)

**第120条** 指定公金事務取扱者に支出事務を委託する場合は、債主、債主別支払金額、支払期日等を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。

2 (略)

(出納時間等)

**第154条** (略)

2 (略)

(検査の範囲)

**第198条** (略)

2 (略)

3 会計管理者は、徴収又は収納の事務を指定公金事務取扱者に委託した場合には、職員をして当該委託に係る徴収又は収納の事務について、検査を行わせるものとする。

4 会計管理者は、支出事務を指定公金事務取扱者に委託した場合には、職員をして

支出事務について、検査を行わせるものとする。

別表第3 (略)

出納局及び本庁の課並びにかい	出納員とする職
出納局 (略) 用度課 (略)	(略) (略) 課長、課長代理及び <u>経理班長</u> (略)
高等学校中等部、高等学校、視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、特別支援学校	(略)
警察署 (略)	(略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊豆伊東高等学

当該委託に係る支出事務について、検査を行わせるものとする。

別表第3 (略)

出納局及び本庁の課並びにかい	出納員とする職
出納局 (略) 用度課 (略)	(略) (略) 課長、課長代理及び <u>管理・印刷班長</u> (略)
高等学校中等部、高等学校、視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、特別支援学校	(略)
<u>中学校(高等学校中等部を除く。)</u>	<u>校長</u>
警察署 (略)	(略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊豆伊東高等学



	<p>校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、        韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方        農業高等学校、三島南高等学校、三島北        高等学校、<u>三島長陵高等学校</u>、御殿場高        等学校、御殿場南高等学校、小山高等学        校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼        津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津        工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原        高等学校、吉原工業高等学校、富士高等        学校、富士東高等学校、富士宮東高等学        校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学        校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援        学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別        支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿        場特別支援学校、沼津特別支援学校、富        士特別支援学校、伊豆中央警察署、三島        警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津        警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富        士警察署、富士宮警察署</p>		<p>校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、        韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方        農業高等学校、三島南高等学校、三島北        高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高        等学校、小山高等学校、裾野高等学校、        沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津        城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津        商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業        高等学校、富士高等学校、富士東高等学        校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学        校、富士宮西高等学校、富岳館高等学        校、<u>三島長陵高等学校</u>、沼津視覚特別支        援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特        別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御        殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、        富士特別支援学校、伊豆中央警察署、三        島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼        津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、        富士警察署、富士宮警察署</p>
<p>中部出納室</p>	<p>消防学校、環境放射線監視センター、静        岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地        域局、中部県民生活センター、環境衛生        科学研究所、美術館、ふじのくに地球環        境史ミュージアム、埋蔵文化財センタ        ー、中部健康福祉センター、<u>女性相談セ        ンター</u>、精神保健福祉センター、中部農        林事務所、志太榛原農林事務所、工科短        期大学校、工業技術研究所、計量検        定所、農林技術研究所茶業研究センター、        農林技術研究所果樹研究センター、ふじ        のくに茶の都ミュージアム、水産・海洋        技術研究所、漁業高等学園、静岡土木        事務所、島田土木事務所、清水港管理局、        焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事        務所、中央図書館、焼津青少年の家、清        水南高等学校中等部、清水東高等学校、清</p>	<p>中部出納室</p>	<p>消防学校、環境放射線監視センター、静        岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地        域局、中部県民生活センター、環境衛生        科学研究所、美術館、ふじのくに地球環        境史ミュージアム、埋蔵文化財センタ        ー、中部健康福祉センター、<u>女性相談支        援センター</u>、精神保健福祉センター、中        部農林事務所、志太榛原農林事務所、工        科短期大学校、工業技術研究所、計量検        定所、農林技術研究所茶業研究センタ        ー、農林技術研究所果樹研究センター、        ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・        海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土        木事務所、島田土木事務所、清水港管理        局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理        事務所、中央図書館、焼津青少年の家、        清水南高等学校中等部、清水東高等学</p>

	<p>水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、<u>金谷高等学校</u>、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、<u>清水特別支援学校</u>、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>	<p>校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、<u>ふじのくに国際高等学校</u>、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、<u>清水特別支援学校</u>、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>
<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静岡教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学</p>	<p>西部出納室 磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静岡教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、<u>ふじのくに中学校</u>、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合</p>

校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜松みをつくし特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜松みをつくし特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、 <u>女性相談センター</u> 、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、 <u>女性相談支援センター</u> 、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・

<p>技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所</p>	<p>海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第72条第1項第2号ウ及び第72条の2第1項第3号の改正 公布の日
- (2) 第23条第3項第1号、第110条の2及び第154条の改正 令和6年10月1日